

事例番号:360092

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第二部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

経産婦

2) 今回の妊娠経過

妊娠中の喫煙あり

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 36 週 5 日

14:00 頃 腹痛、胎動減少感あり

14:30 腹痛のため搬送元分娩機関に入院

15:00 陣痛開始

15:00 頃- 胎児心拍数陣痛図で散発する高度遷延一過性徐脈出現

16:45 常位胎盤早期剥離疑いのため当該分娩機関に母体搬送となり
入院

4) 分娩経過

妊娠 36 週 5 日

17:00 破水、血性羊水あり

17:00 頃- 胎児心拍数陣痛図で基線細変動減少、高度変動一過性徐脈、
高度遷延一過性徐脈出現

17:30 常位胎盤早期剥離の診断で帝王切開により児娩出

胎児付属物所見 胎盤剥離面積 20%、後血腫(600g)、胎盤病理組織学検査で絨
毛膜羊膜炎 stage2(Blanc 分類)、胎盤母体面に剥離困難な
血腫付着あり

5) 新生児期の経過

- (1) 在胎週数:36 週 5 日
- (2) 出生時体重:2800g 台
- (3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 6.76、BE -26.7mmol/L
- (4) アプガースコア:生後 1 分 1 点、生後 5 分 1 点
- (5) 新生児蘇生:人工呼吸(バググ・マスク、チューブ・バググ)、気管挿管、胸骨圧迫、アドレナリン注射液投与
- (6) 診断等:
出生当日 重症新生児仮死、低酸素性虚血性脳症
- (7) 頭部画像所見:
生後 12 日 頭部 MRI で低酸素性虚血性脳症の所見

6) 診療体制等に関する情報

<搬送元分娩機関>

- (1) 施設区分:病院
- (2) 関わった医療スタッフの数
医師:産科医 2 名
看護スタッフ:助産師 1 名、看護師 2 名

<当該分娩機関>

- (1) 施設区分:病院
- (2) 関わった医療スタッフの数
医師:産科医 2 名、小児科医 3 名、麻酔科医 1 名
看護スタッフ:助産師 1 名、看護師 1 名

2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、常位胎盤早期剥離による胎児低酸素・酸血症によって低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考えられる。
- (2) 喫煙および絨毛膜羊膜炎が常位胎盤早期剥離の関連因子である可能性がある。
- (3) 常位胎盤早期剥離の発症時期を特定することは困難であるが、妊娠 36 週 5 日の 14 時頃またはその少し前の可能性があると考えられる。

3. 臨床経過に関する医学的評価(2020年4月改定の表現を使用)

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

- (1) 搬送元分娩機関における入院後の対応(分娩監視装置装着、超音波断層法による胎盤の確認、内診)は一般的である。
- (2) 搬送元分娩機関が妊産婦の症状(動けない程の腹部の痛み、粘性赤色出血)および胎児心拍異常から常位胎盤早期剥離を疑い、当該分娩機関へ母体搬送したことは一般的である。
- (3) 当該分娩機関における入院後の対応(分娩監視装置装着、超音波断層法による胎盤の確認、内診)は一般的である。
- (4) 胎児心拍異常(遷延一過性徐脈)および血性羊水から常位胎盤早期剥離と診断し、帝王切開を決定したことは一般的である。
- (5) 帝王切開決定から15分後に児を娩出したことは適確である。
- (6) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。
- (7) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

3) 新生児経過

新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、気管挿管、胸骨圧迫、チューブ・バッグによる人工呼吸、アドレナリン注射液投与)は一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

観察した事項および実施した処置等に関しては、診療録に正確に記載することが望まれる。

【解説】本事例は、胎児心拍数の確認時刻・母体搬送決定時刻・搬送時刻などの記載がなかった。妊産婦に関する観察事項や処置等については詳細を記載することが重要である。

(2) 当該分娩機関

なし。

2) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

なし。

(2) 当該分娩機関

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

常位胎盤早期剥離は、最近の周産期管理においても予知が極めて困難であるため、周産期死亡や妊産婦死亡に密接に関与する。常位胎盤早期剥離の発生機序の解明、予防法、早期診断に関する研究を推進することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。